



京浜港東京区における
行事許可申請の手引き

平成25年6月

東京海上保安部

～行事許可申請について～

京浜港東京区（通称：東京港）内におけるテレビ・映画等の撮影行為は、港則法に定められた行事に該当する場合があります、その際は京浜港長（東京海上保安部長）の許可が必要となります。（※）

行事の許可を申請する場合は、行政手続法に基づき原則、行事開始日の1ヶ月前までに申請書を2部作成し、航行安全課窓口申請（FAX・郵送不可）してください。

《窓口受付時間》

平日の0930～1200、1300～1700

申請書の作成要領及び記載例等を別添に示しますので、参考としてください。ただし、これはあくまで例であって、すべてこれを真似て作成するためものではありませんので、行事内容に応じて、必要書類等を準備して下さい。

なお、行事許可に該当するかどうか判断できないときは、早めに航行安全課に相談（電話可）してください。

（※）【港則法第32条】

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

〔罰則〕 本条の規定に違反して許可を得ないで行事を行った者は、30万円以下の罰金又は科料に処せられ（法第41条第2号）、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も30万円以下の罰金に処せられる。（法第43条）

（解説）

船舶がふくそうする港内で行事を行うことは、一定の水域を占有し又は通常とは異なる船舶交通の流れが生じることによって、他の船舶交通の安全を阻害するおそれがあるので、港長の許可を受けることとしたものです。

行事とは、端艇競争、祭礼、集会、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても、水域を占有したり、船艇が隊伍を組む等航路や泊地等を通常の航行形態とは異なった形で航行するものは、行事にあたります。

なお、一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態と異なった形で行動することがなければ、行事にあたりにません。

京浜港東京区の港則法適用海域について

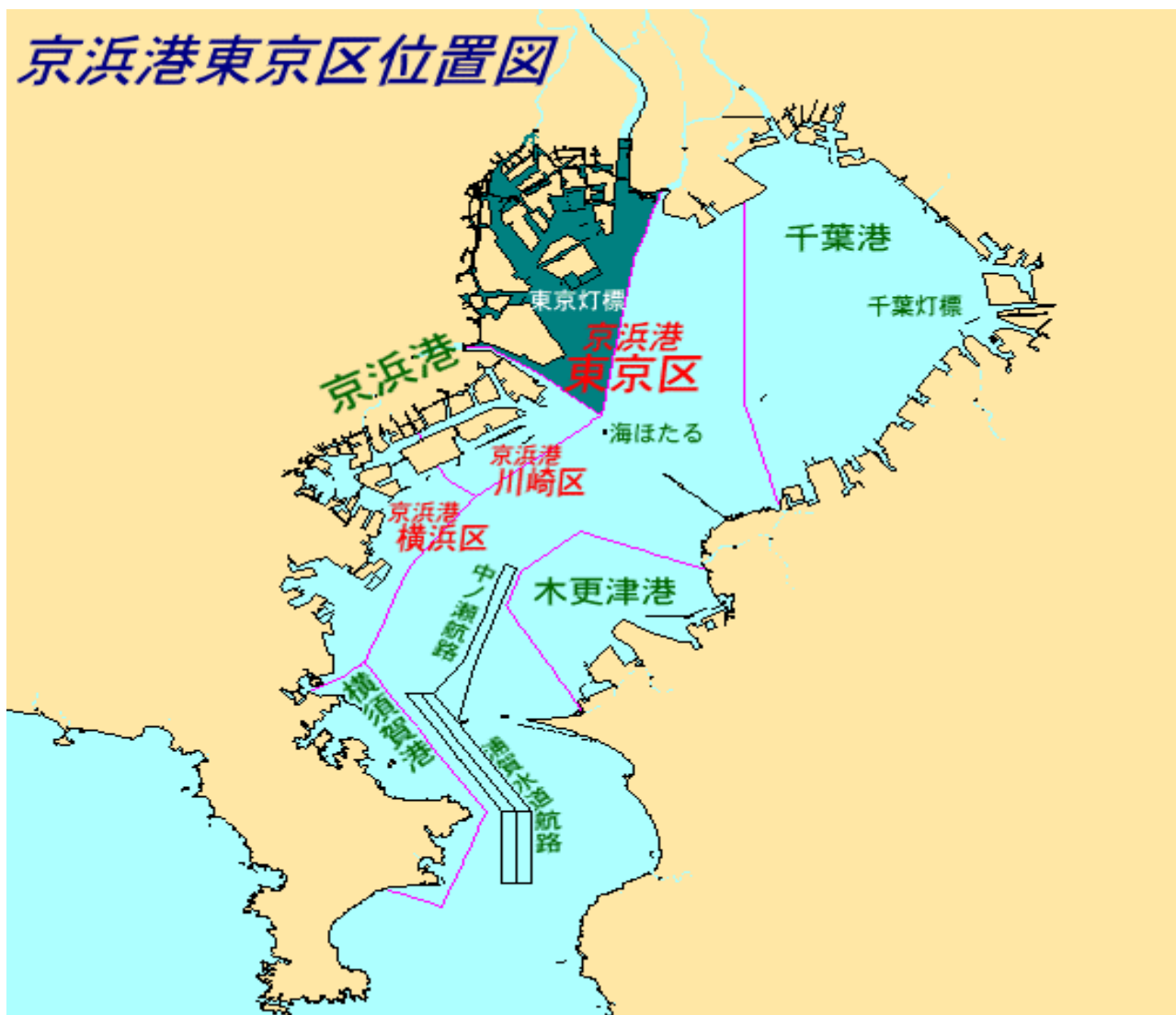
港則法施行令第1条別表第1により、京浜港の港の区域が定められています。

同法の規則によれば、港の区域を次のように表されています。

1. 東京灯標等の基点（N35-33'58" E139-49'41"）から各方位距離で線により表し、同線及び陸岸に囲まれた海面を港の区域としている。
2. 1項目の河川については、それぞれの河川に架かる具体的橋名（中川及び荒川＝葛西橋、大横川＝練兵橋、隅田川＝永代橋、亀島川＝南高橋、築地川＝南門橋、古川＝東海道線鉄道橋、目黒川＝昭和橋、多摩川＝大師橋）を明記し、各橋の下流の河川水面を港の区域としているものと、月島川、汐留川、海老取川のように、その河川水面のすべてを港の区域としている。
3. 1、2項目の海面及び水面に接続する各運河水面を港の区域としている。

上記の区域には、河川における明確な境界が規定されていない、呑川、内川、立会川等の河川及び貴船堀、北前堀、南前堀等が存在するが、港則法の解説等によれば河川における港の境界が明確に規定されていない場合は、港と一体をなす船舶交通の実態又は一般船の航行可能性を勘案し判断します。

具体的には、船舶の航行を困難にする最下流の橋又は、河口の両突端を結んだ線が考えられるとあります。



京浜港東京区港区図



～申請書作成要領～

【その1】行事を実施（計画）するにあたっての検討事項

京浜港東京区（通称：東京港）で許可に該当する行事を実施（計画）するにあたっては、次の事項について検討し、事前（＝実施日まで時間的余裕を持って）に実施内容を東京海上保安部航行安全課に説明（電話不可）を行うようにしてください。

1. 船舶交通の安全を確保すること。

行事実施海域における一般船舶の航行の妨げにならないよう十分な可航水域の確保又は他船の航行に支障がある場合は、直ちに避航し可航水域を確保する。
※

2. 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法が明確にされていること。

指揮者（現場責任者）が何処で指揮を執るのか場所を明確にし、指揮者から行事実施関係者への指揮系統及び連絡手段（電話、無線、拡声器等）が確立出来る体制をとる。

3. 秩序ある行動がとれる体制にあること。

複数隻の船舶等を使用する場合は、各船の配置状況及び船舶の間隔、距離を明確にし、船舶同士の連絡手段及び連絡要員の配置並びに専従見張員が配置され、指揮者からの指示に迅速に対応出来る体制をとる。

4. 他船の安全航行への配慮と警戒措置及び行事参加者の危険防止措置が適当であること。

船舶に乗組む参加者に救命胴衣の着用及び船舶に救命設備の配備する等救命策の確保及び緊急時の連絡手段を確保する。

他船に誤解を与えるような行動、信号旗の掲揚又は灯火の点灯を行わない。
警戒船の配備若しくは専従の見張員を配置し、周囲の状況を監視できる体制をとる。

5. 事故発生時の対策が検討されていること。

関係先に速やかに連絡するために緊急時の連絡系統を作成し、最寄の医療機関等の場所を確認する。

6. 関係者の集合及び解散の場所、要領等が適当であること。

集合及び解散の場所が船舶交通へ支障とならない場所で、且つ関係者の安全も確保可能な場所であり、管理者の了解及び周辺住民等への配慮がなされていること。

7. 船舶の定員超過その他法令に違反するおそれがないこと。

船舶の定員数、船舶検査証書及び操船者の海技免状の有効期間を確認する。

8. 利害関係者の同意（調整がなされていること）を得ていること。

港湾管理者（東京港管理事務所長）及び実施海域の利用者に行事実施概要を説明し、了解を得る。

【その2】申請書類の綴り方

行事許可申請書の提出にあたっては、概ね次の書類を作成し順序よく綴り提出してください。

綴り順が異なると申請内容の把握が煩雑となり、その結果書類審査期間に時間がかかることがありますので、ご協力をお願いします。

1. 許可申請書（第9号様式）

各項目に概要を記載し、詳細については別紙のとおりとしてください。

2. 他官庁の許可書、届出書等の写し

他官庁での審査に時間を要するものについては、申請済みとして後日、許可書等を添付してください。

- ・水域占有許可書（東京港管理事務所）・河川使用許可書（河川事務所）
- ・海上公園立入許可書（海上公園事務所）・道路使用許可書（警察署）
- ・行事届（東京港管理事務所）・火薬類（煙火）消費許可書（東京都知事）
- ・煙火消費届（消防署）等

3. 行事实施位置案内図

東京港内（京浜港東京区）のどの場所で行事実施するのかを全体図に記載してください。

4. 行事实施区域図

実施区域を周辺の護岸、海域等が明確に分かるように海図等に記載し、実施区域及び設置物の範囲には、寸法を記入してください。

特に、狭い運河等で行事実施する場合は、水深、障害物等を考慮して一般船舶の通航路を確保するとともに可航幅を明記してください。

5. 実施内容

どこで、なにを使用して、どのようなことを実施するのか、行事の参加人数、参加船舶（船名、乗船者内訳）、現場における責任者の所在等を記載し、実施内容をマンガ図で明記して第三者でも容易に理解できるよう記載してください。

6. 安全対策

別添の安全対策記載例を参照し、行事内容にあわせて作成してください。

7. 緊急時の連絡系統図

事故等が発生した場合の連絡先を別添を参照し、作成してください。

8. その他

使用船舶一覧表または、使用船舶に係る法定書類（船舶検査証書、海技免状）の写しを添付してください。

第9号様式

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

平成 年 月 日

京 浜 港 長 殿

申請者は、行事の実施責任者であり、
行事全般の実施について指揮監督を
行う人です。

申請者住所
氏 名

印

目的及び種類	※単に行事名だけでなく具体的に記入してください。 【例】お台場海浜公園内における水中撮影
期間及び時間	※行事の始期及び終期の年月日、時刻を記入してください。 平成〇〇年△△月◇◇日 から 平成〇〇年△△月◇◇日 予備日 (△△月◇◇日から△△月◇◇日) 午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分まで
区域又は場所	※行事の行われる場所を記入してください。 【例】お台場海浜公園前面海域 詳細別図のとおり
方 法	「別紙記載のとおり」
その他	「安全対策等別紙記載のとおり」

申請内容を熟知している
担当者の氏名連絡先です

連絡先

担当者氏名：

担当者電話：

安全対策記載例

安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請行事の形態にあったものに替えて記載してください。

○一般的な安全対策

- ・ 現場には、本許可書またはその写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- ・ 行事を実施する場合は、港則法、海上衝突予防法等の海上法規を遵守します。
- ・ 実施海域の関係者とは調整（了解）済みで必要な箇所には周知しています。
- ・ 行事实施時には、警戒船 隻を配備して付近の警戒にあたります。
- ・ 行事实施中は、船上に見張員を配置して付近の監視を行います。
- ・ 行事参加船舶間との連絡（携帯電話・無線・トランシーバー等）体制を確保します。
- ・ 他の船舶の航行に支障となる場合は、行事を一時中断し避航して通航路を確保します。
- ・ 夜間は実施しません。
- ・ 作業船等のアンカー位置を示す目印として 色のブイを設置します。
- ・ 行事参加者には、救命胴衣等の保護具を装着させます。
- ・ 流出のおそれがあるものには、所有者名及び連絡先を明記します。
- ・ 気象・海象情報、特に注意報・警報には注意し、次の場合は行事を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。
風速10メートル以上 波高1メートル以上
視界1,000メートル以下 潮流0.5ノット以上
- ・ 行事实施中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

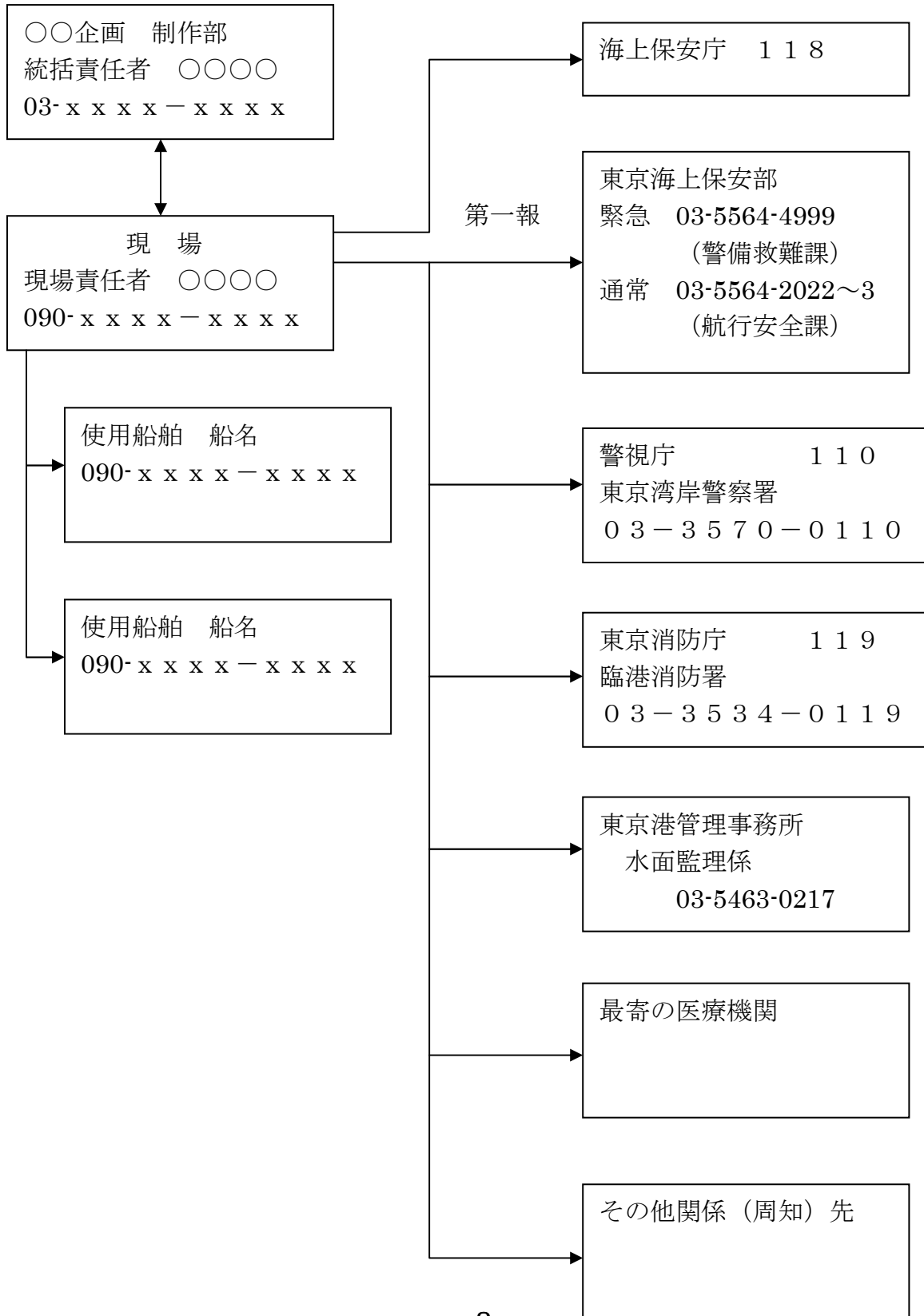
○潜水作業の安全対策

- ・ 潜水作業を実施する前に潜水者の健康状態、潜水機材、連絡用電話等の点検調査を行います。
- ・ 潜水方式はスキューバ方式（フーカー方式）で行います。
- ・ 潜水作業中は、船上（岸壁上）に国際信号旗「A」旗又は、「A旗」を表す信号板を揚げるとともに見やすい場所に「潜水作業中」と標示した看板を掲げます。
- ・ 潜水作業を実施する場合は、潜水補助員 名を確保し、潜水士との連絡体制を確保します。

○夜間作業の安全対策

- ・ 行事实施に必要な照明を配置し、安全を確保します。
- ・ 使用する照明は航路標識の視認を妨げないよう、また通航船舶の視覚を幻惑することのないよう照度・角度等を調整します。
- ・ 夜間の連絡体制を確保します。

～緊急時の連絡系統図～



使用船舶一覧表は記載例をそのまま使用せずに、申請内容の形態にあったものに替えて記載してください。

使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的				
船舶名				
船舶番号				
総トン数				
船舶の長さ				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗船者				
計				
有効期間				
交付機構				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
有効期限				
電話番号				
備考				

